

平成 25年 9月 2日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

国外財産調書制度の創設

一定金額を超える国外財産を有する者は調書の提出義務有り

〔1〕 国外財産調書制度とは

その年の12月31日において価額の合計額が5,000万円を超える国外に所在する財産(国外財産)を有する居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、翌年3月15日までに、居住者の所轄税務署に提出しなければならない。
(注)財産の評価については、原則として「時価」ですが、「見積価額」とすることもできるとされています。

〔2〕 適用開始時期

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。
したがって、平成25年12月31日現在で5,000万円超の国外財産を有している人は、平成26年3月17日(15日が土曜日のため)までに調書を提出。

〔3〕 適用に当たっての主なチェックポイント

- (1) 所得が少額で確定申告義務が無い方でも、該当者は調書の提出義務は有ります。
- (2) 毎年所得金額が2,000万円を超えていて、毎年「財産債務の明細書」を提出している方で5,000万円を超える国外財産の有る方は「国外財産調書」の提出は別途必要です。
この場合「財産債務の明細書」への国外財産内容の記載は省略できます。
- (3) 国外に時価5,000万円を超えるマンションを持っている一方、借入金も2,000万円有り「正味財産」は5,000万円以下にはなりますが、提出義務は有ります。
- (4) 未分割の相続財産が国外に有る場合は、民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って国外財産を取得したものと計算し判断します。
- (5) 邦銀の外国支店に預入した預金については、営業所又は事業所が外国にある事になりますので、国外財産に該当します。
- (6) 有価証券の内外判定は、口座が開設された(管理されている)金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在により判定。
つまり、その所在が国外であれば国外財産に該当します。

〔4〕 国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合 (アメとムチ)

- ① 国外財産調書に国外財産の記載が有る部分については、過小申告加算税を5%軽減。
- ② 国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については、過小申告加算税を5%加重。
- ③ 故意の調書不提出・虚偽記載については1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。